

八王子市消費生活啓発推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 八王子市消費生活条例に基づく啓発活動等を推進するため、八王子市消費生活啓発推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 推進委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市消費生活啓発推進委員（以下「推進委員」という。）の活動に係る協議及び決定を行う機関であること。
- (2) その他消費生活における啓発活動等を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会は、推進委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 推進委員会に会長及び副会長を置き、推進委員の代表、副代表がその任にあたる。

- 2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、意見または説明を求めることができる。

(部会)

第6条 推進委員会は活動を効率的に実施するため部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、推進委員から選出する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員の中から選出する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集する。

(分科会)

第7条 推進委員会は、推進委員の日々の研鑽、情報の共有、活動計画の策定等を行う分科会を置くことができる。

- 2 分科会に属すべき委員は、推進委員から選出する。
- 3 分科会にリーダーを置き、委員の中から選出する。
- 4 分科会の会議は、リーダーが招集する。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、市民部消費生活センターにおいて処理する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。